

令和8年第5回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年5月25日（月） 午後1時30分から3時30分
2. 開催場所 農業委員会議室（7階）
3. 議長 岡庭 丈夫（会長）
4. 出席委員（17人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	欠	推進	吉野 善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第 1号 農地改良届出について

報告第 2号 農地法第5条第1項第1号の規定に基づく届出について（公共事業に伴う一時転用）

報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について

報告第 5号 証明書の発行状況について

第5 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 3号 生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について

第6 その他

（1） 審議会、協議会の報告について

（2） その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 鈴木 智久

次 長 湯浅 和行

主 査 石井 富貴和

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから、令和8年5月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶) なお、本日の出席委員は17名の出席です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 6番 江川直美委員、8番 大久保貴章委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただくとともに、何かございましたら後ほど事務局までお願いいたします。 続きまして、議案第1号の上程前にビデオ上映に入ります。事務局、準備をお願いします。 【議案第1号に係る申請地のビデオ上映】
議長	それでは、再開をいたします。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。今月は議案第2号1番、3番につきまして内容調査会を開催しております。 それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第1号についてご説明させていただきます。 資料の6ページを開いていただければと思います。 議案第1号、農地法第4条規定による許可申請について意見を求める件。 1番、申請人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示、「彦音二丁目〇〇番、地目、「田」、面積「〇〇㎡」、使用目的、「駐車場用地」でございます。 申請地の農地区分につきましては、市街地化が見込まれる区域内にある農地

となり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当ですが、欠席のため、代理で宮田委員にお願いします。

宮田委員

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をいたします。

なお、この案件は、担当委員が染谷委員ですが、本日、所用により染谷委員が欠席のため、私が代わりに説明します。

なお、説明は私が行いますが、担当委員は染谷委員ですので、施行状況調査などは染谷委員が行います。

申請人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明のとおりでございますので省略します。

また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(譲受人についての説明)

農地の同意は、農地に隣接していないため必要ございません。

被害防除ですが、北側道路、水路に隣接しておりますが、新設コンブロ2段積み、東側の北部分、東側全体の3分の1程度ですが、住宅に隣接しております。新設コンブロ2段積み、東側の南部分、東側全体の3分の1程度は雑種地に隣接、土留め用の既設ブロックがあります。南側は水路に隣接、土留め用既設ブロックがあります。南側の水路土上げ部分にコンクリート打設、厚さ5cm、西側は水路に隣接しており、部分用の既設ブロックがあります。西側は、水路土上げ部分に既設の除草シートがあります。場内は砂利敷で、アイドリングストップ看板、出入口北側にあり、横8m、縦4mのアスファルト舗装があり、出入口に停止線、駐車場看板があります。雨水自然浸透、オーバーフロー分のみを集水ますを用いて南側水路に放水します。

以上が被害防除の説明でございます。

その他、誓約書の提出があります。

また、造成にかかる費用は、自己資金で対応するとのことです。

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

	岡庭早苗委員。
岡庭早苗委員	(挙手により質問) 2点ありまして、1点目は、南側に集水ます、そのオーバー分を南側の水路にということなんですが、北にも雨水集水ますというのが申請地内にあります。このことについては触れられていないんですが、これについては何か聞いていますか。
岡庭早苗委員	もう1点は、トラックは購入していないとのことですが、面積的に、長さとは幅は2.5m、11.5mということで7台分確保されておりますが、この図面によって、アームロールの出入口に接する部分、前輪と後輪の差、ホイールベース、それが4m以内であるか、確認しないと左が巻き込まれるかもしれませんが、その奥行きが4mで足りるかを確認していただけたらと思いました。以上2点です。
議長	それでは事務局からお願いします。
事務局	まず、1点目のご指摘の通り、北側にも雨水浸透ますはあります。ただ、こちらにつきましては範囲がごく一部のところで、基本的には南に流れていくという解釈でおります。
岡庭早苗委員	実際、公の集水ますは、公道のほうの排水口に2カ所分ついていますので、そちら側に流しても問題ないのではないのでしょうか。
事務局	南側の水路は排水ですので、基本的には南側に流していただきたいです。北側は用水ですので、基本的には排水はしないでいただきたいです。基本的には南側が排水ですので、そちらに行くということでございます。
岡庭早苗委員	北側は設置はしていますが、流出はしないということですね。。
事務局	そうですね。基本的には南側です。
事務局	次に2点目でございますが、奥行きは4mということで、こちらにつきましては、申請代理人さんに確認いたしまして、もう少し長い車でしたら長めにとっていただくということで調整はさせていただきます。
岡庭早苗委員	お願いします。 以上です。
議長	ほかにございますか。

	島根至代委員。
島根至代委員	(挙手により質問) 私の見間違えかもしれませんが、図面では平らとなっておりますが、ビデオではのり面のように見えます。
事務局	南側の排水路ということでよろしいですか。
島根至代委員	最初の図面で、両方のり面のように高くなっていたように見えました。
事務局	まず、図面からのお話で申し上げますと、南側の排水路はコンクリート打設になっておりまして、それは平らにという図面になっています。西側の防草シートも、西の排水がありますが、それも平らという図面になっております。
議長	ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【挙手多数】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	1番 駐車場用地 (賛成多数)
議長	続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号について説明します。 資料の7ページ目をお開きください。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件でございます。 まず、1番、譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人、住所・氏名「〇

○・○○」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦川戸二丁目○○番」、地目「田」、面積「○○㎡」、申請目的「駐車場用地」でございます。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は宮田委員の担当でございます。宮田委員に内容説明をお願いいたします。

宮田委員

それでは、ただいまから議案第2号1番の説明をいたします。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が駐車場で、申請理由は理由書が提出されておりますので、読み上げます。

(理由書読み上げ)

続きまして、本社から申請地までは、距離で1.2km、車で約5分です。利用計画は、4トンのアームロール車9台分の駐車場です。

隣地の同意は必要ありません。

続きまして被害防除ですが、北側は未利用の水路を挟んで市道に隣接し、フェンスゲート申請地の利用高と同じ高さです。東側は、雑種地に隣接しており、隣地既設鋼板塀があります。これは申請者が所有しているものです。東側、雑種地は申請地よりも高くなっております。南側、水路に隣接しておりますが、フェンスがあり、コンクリート製の土留め板があります。西側は雑種地に隣接しており、隣地で既設の鋼板塀があります。西側雑種地と申請地を同じ高さにいたします。

なお、利用計画では、現況の地盤高と同じ高さを予定しております。

続きまして、出入口はアスファルト舗装で6m掛ける6m、停止線はあります。アイドリングストップ看板もあります。会社看板もあり、場内砂利敷で雨水自然浸透です。

以上が被害防除の説明です。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

また、土地の取得、造成にかかる費用は、自己資金で対応するということです。

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長	ありがとうございます。 ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 【挙手なし】		
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】		
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。		
	<table border="1"> <tr> <td>1番 駐車場用地</td> <td>(全員賛成)</td> </tr> </table>	1番 駐車場用地	(全員賛成)
1番 駐車場用地	(全員賛成)		
議長	続きまして、議案第2号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。		
事務局	同じく資料の7ページです。 議案第2号2番、譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「番匠免字内容〇〇番2〇、地目「田」、面積「〇〇㎡」、使用目的「自己用住宅」でございます。 申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 会長、よろしくお願いします。		
議長	ありがとうございます。 この案件は大熊委員の担当でございます。大熊委員に内容説明をお願いいたします。		
大熊委員	それでは、ただいまから議案第2号2番の説明をさせていただきます。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほどの事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので省略いたします。		

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が自己用住宅で、申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書読み上げ)

続きまして、事業計画ですが、自己用住宅1棟建築、木造平家建て、面積「〇〇㎡」のうち建築面積「〇〇㎡」、敷地内に駐車場2台分のスペースを予定しています。

隣地の合意はいただいております。

続きまして被害防除ですが、北側は住宅に隣接しており、既存コンブロ、東側、北側は住宅の出入口通路に隣接しており、既存のコンブロ、南側は宅地に隣接しており、既存土留めコンブロ、フェンス、西側は農地に隣接しており、既存土留めコンブロ、フェンスがあります。排水は、北側の住宅地の中で最終末に接続し、その最終末から北側の排水路に放流します。

以上が被害防除の説明でございます。

そのほかでございますが、契約書を頂いております。

また、資金計画といたしましては、融資の利用ということでございます。

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 自己用住宅	(全員賛成)
----------	--------

議長	続きまして、議案第2号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第2号3番、説明させていただきます。 同じく資料の7ページをご覧ください。 3番、譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「天神一丁目〇〇番〇」外1筆、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場」でございます。 申請地の農地は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、現地は外環自動車道三郷西インターチェンジからおおむね300m以内にあるため、第3種農地であると判断されます。 以上です。
議長	ありがとうございます。 この案件は宮田委員の担当でございます。宮田委員に内容説明をお願いいたします。
宮田委員	ただいまから議案第2号3番の説明をいたします。 申請人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要は、先ほど事務局から説明がありましたが、そのとおりでございますので省略します。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので省略いたします。 (譲受人について説明) 申請内容ですが、転用目的が駐車場で、申請理由は理由書が提出されておりますので、読み上げます。 (理由書読み上げ) 続きまして、本社から申請地までの距離ですが、16キロ、車で約40分です。 利用計画は、トラック10台分の駐車場及び同じ台数分の従業員用の駐車スペースです。 隣地の同意はあります。 続きまして、被害防除ですが、北側は道路、水路に隣接しており、新設のコンブロ3段から4段積みです。東側は倉庫に隣接しており、新設のコンブロ2段積み、南側は水路に隣接しており、新設コンブロ4段積み、南側水路土上げ部分にコンクリート打設厚さ5cm、西側は畑や宅地に隣接しており、新設のコンブロ3・4段積み、出入口はアスファルト舗装で、幅10m、奥行き5mです。停止線はあります。アイドリングストップ看板は2つ、会社看板を設置

	しております。場内は砂利敷で、雨水自然浸透です。オーバーフロー分のみを集水ますなどを用いて南側水路に放流します。 以上が被害防除の説明です。 その他でございますが、誓約書を頂いております。 また、土地の造成にかかる費用は、自己資金で対応するということです。 また、農地区分は第3種農地です。 以上で説明は終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第2号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 島根幸一委員。
島根幸一委員	(挙手により質問) 車両10台の大きさはどのような割り振りになっておりますか。
議長	では、宮田委員から。
宮田委員	内容調査会では、このトラックというのは冷凍車ということです。冷凍車なので、基本的には3トンから4トン程度だと思います。
島根幸一委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。 島根幸一委員。
島根幸一委員	(挙手により質問) 事務局にお聞きしますが、アイドリングストップ看板2枚という説明でしたが、これはおおむね2,000㎡だから2枚ということでよろしいのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	手元に資料がありませんが、たしか確認した結果2枚必要だということで、私のほうで処理した状況です。
島根幸一委員	大体1,000㎡で、1枚あればいいということでよろしいのでしょうか。
事務局	台数にもよるので、一概には言えません。1,000㎡だから1枚ということではなくて、もう少し増える場合もあるでしょうし、詰めればもっと増える

	という場合もあります。
島根幸一委員	そのときによってということですか。
事務局	そういうことです。 もう一点いいですか、会長。
議長	はい。
事務局	ちなみにですが、関係各課からのご意見もいただいています、アイドリングストップ看板については特段意見はないということでいただいておりますので、条例上問題ないという解釈であります。
島根幸一委員	この書いてある場所ですね。
事務局	はい。
島根幸一委員	申請者から、今回は2枚つけますという申請があったということでよろしいですか。
事務局	台数ですので、1枚でいい場合もあるし、2枚でいい場合もありますが、今回は特段条例上は問題ないということです。
島根幸一委員	分かりました。
議長	ほかにございますか。 鈴木委員。
鈴木委員	(挙手により質問) 先ほどのアイドリングストップに関わってくると思いますが、近隣に一部住宅があるということと、取引先がローソンとかファミリーマートがあるということで、深夜とか早朝とかの動きがある場合、騒音対策という意味ではどうなんでしょうか。事務局、お願いします。
議長	宮田委員で分かりますか。
宮田委員	内容調査会の中では、たしかファミマが3回、ローソンが2回ということで、時間に関しては確認しませんでした。
議長	それでは事務局から。

事務局	深夜の騒音という話がありましたが、こちらにつきましては住宅が近いということで、基本的には騒音は出してほしくないなというところですが、ただ、これは業務的な話と、あと高速も近いので、その辺の許容範囲とかを絡めて、あまりにも深夜騒音が酷いという話がありましたら、それはクリーンライフ課さんと共同で指導させていただきたいと思います。
議長	申請場所が外環のすぐ隣です。そちらの騒音も結構大変だと思います。今回の事業者は、関東一円動いている会社でございますので、そういったことを踏まえてお願いしたいと思います。大丈夫でしょうか。
鈴木委員	ただ、走っている分にはいいんですが、バックの際の警告音で、意外と目覚めたりするのではないかと思います。よろしいです。
議長	ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第２号３番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。 ３番 駐車場用地 （全員賛成）
議長	続きまして、議案第３号「生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について」を上程いたします。 それでは、議案第３号１番につきましては、染谷委員の担当でございますが、欠席のため、代理で宮田委員に内容説明をお願いいたします。
宮田委員	それでは、議案第３号１番を説明いたします。 なお、今会長からお話がありましたが、この案件は本来であれば染谷委員の担当ですが、私が代わりに説明いたします。 なお、先月の総会において、議案第３号１番、生産緑地の取得のあっせんについての議決を経て、農業委員会において三郷第１０８号生産緑地地区の取得

のあっせんをすることになりました。それを受け、近隣の農家組合長を通じ近隣農業者へのあっせんを行いました。買取り希望者が現れず、あっせんできない状況です。

以上、ご報告いたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

ここで暫時休憩といたします。

再開時間、2時40分をお願いいたします。

【15分暫時休憩】

議長

それでは、再開をいたします。

議長

続きまして、その他に移らせていただきます。

まず、審議会、協議会の報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。その他でも結構です。

【挙手なし】

議長

それでは、ないようですので、私のほうから審議会、協議会の報告がございます。。

① 令和7年度埼玉県内における農地利用最適化の推進の意見について

② 三郷市土地開発公社第2回理事会の開催について 5月7日

③ 県常設審議委員会出席について 5月8日

④ 第26次第1回関東信越国税局土地評価審議会について 5月11日

⑤ 埼葛地方協議会役員会、総会、情報交換会について 5月12日

⑥ 三郷市都市計画審議会について 5月14日

議長	続まして事務局からの連絡事項を、次長からお願いいたします。
事務局	それでは、事務局からの連絡事項を3点ご報告いたします。 1点目は、JAさいかつの総代会についてです。 2点目、農業委員さんと推進委員さんの候補者についてでございます。 最後、農業者年金チラシの配布でございます。まだ予備がありますので、もし必要な方がありましたら事務局までお声がけいただければと思います。 事務局からの連絡事項は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、以上で総会を閉会とさせていただきます。 閉会にあたり、代理からご挨拶をお願いいたします。
戸邊 会長職務代理	長時間にわたりまして、慎重なご審議ありがとうございました。 今月の総会では、農地法4条が1件、農地法5条が3件許可相当になりました。また、生産緑地の取得のあっせん依頼の回答についてが承認になりました。審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございます。 以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。 皆様、お疲れさまでした。

